

# 虐待防止のための指針

社会福祉法人 落穂会

旭福祉センター・第二旭福祉センター

(施設・事業所における虐待防止に関する基本的な考え方)

第1条 虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、いかなる虐待行為も行いません。

(虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項)

第2条 当施設では、虐待の発生防止に努める観点から虐待防止委員会を組織します。本委員会の委員長は当施設の施設長とし、サービス管理責任者(虐待防止責任者含む)やその他必要な職員を委員として加えます。

- (1) 虐待防止委員会は身体拘束適正化検討委員会と一体的に行う場合があります。
- (2) 会議の実施にあたっては、テレビ電話装置等を用いる場合があります。
- (3) 虐待防止委員会は、年に1回以上委員長が招集し、開催します。
- (4) 虐待防止委員会では、次のような内容について協議するものとします。
  - ①虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること
  - ②虐待防止のための指針の整備に関すること
  - ③虐待防止のための職員研修の内容に関すること
  - ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
  - ⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
  - ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
  - ⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(虐待防止のための職員研修に関する基本方針)

第3条 職員に対する虐待防止のための研修の内容は、虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底します。

- (1) 研修は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず研修を実施します。
- (2) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

(施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針)

第4条 発生した虐待等の事案については、その全ての案件を虐待防止委員会に報告するものとします。この際、委員長が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとします。

(虐待発生時の対応に関する基本方針)

第5条 虐待等が発生した場合には、以下の手順に従い市町村へ速やかに報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

- (1) 職員等が、他の職員等による利用者への虐待等を発見した場合、虐待防止委員会へ報告し、市町村の行政機関の担当窓口へも速やかに報告します。また、「虐待受付及び経過報告書」へ経緯・内容・対応等の記録を行います。
- (2) 虐待防止委員会は、相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払うとともに、虐待等を行ったとされる本人に事実確認を行い、必要に応じ、関係者から事情を確認します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等にのっとり必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の行政機関や病院・警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。
- (5) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、虐待防止委員会において、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (6) 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策等、必要な報告を市町村の行政機関等に対し行います。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

(その他虐待防止の推進のために必要な基本方針)

第7条 第3条に定める研修のほか、各種外部機関等により提供される虐待防止に関する研修には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則 この指針は、令和4年4月1日より施行する。